

第 2 期多賀城市次世代育成支援行動計画 施策体系対比表

前期計画		変更点	後期計画
課題	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育ての負担感、不安の解消、孤立防止 2 発達に応じたきめ細かな成長支援 3 ニーズに応じた教育・保育施設の提供体制の確保 4 仕事と生活の両立に向けた支援の充実 5 家庭教育の重要性の認識 6 子育て支援にかかる積極的な情報提供 	<p>⇒</p> <p>子どもを取り巻く社会情勢の変化や本市の状況、アンケート結果等から5つの課題を設定。 ・本市の状況、アンケート結果から1を設定 ・アンケート結果から2を設定 ・アンケート結果から3を設定 ・前期計画の結果、前期計画の重要な視点としていたことから4を継続して設定。 ・「子どもの貧困対策計画」を追加することに伴い5を追加設定。 ・前期計画1, 2, 6→後期計画1に含める ・前期計画3, 4→後期計画3に含める</p>	<p>⇒</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 親子の健やかな育ちの支援 2 子どもの遊び場・居場所の確保・充実 3 保育環境の充実 4 家庭教育の重要性の認識 5 子どもの貧困への支援
基本理念	<p>未来を育むまち 史都 多賀城</p> <p>～支えあい・学びあい・育ちあい～</p> <p>～あなたの笑顔が多賀城をすてきにす～</p>	<p>⇒</p> <p>本計画の策定趣旨と合致することから、第六次総合計画の将来都市像を設定。</p>	<p>⇒</p> <p>基本理念</p> <p>日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城</p> <p>～つなぐ はぐくむ Tagayasu～</p>
視点	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり 2 家庭教育が重要 	<p>⇒</p> <p>子ども・子育て会議において、多くだされた意見を反映。</p>	<p>⇒</p> <p>視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり 2 家庭教育が重要 3 子育て不安の解消
基本方針・施策	<p>第4章 施策の展開</p> <p>基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える</p> <p>1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における教育・保育の充実 (2) 教育・保育の一体的な提供の推進 (3) 教育・保育の質の向上 <p>1-2 学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) きめ細かな学習指導の充実 (2) 特色ある教育の推進 (3) 健やかな心身の育成 (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進 <p>1-3 子どもの健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な体験・交流機会の充実 (2) 福祉教育の充実 (3) 子どもの居場所づくり (4) 思春期保健対策の推進 (5) 有害環境対策の推進 (6) 食育の推進 <p>1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害の早期発見・早期療育の促進 (2) 一貫した相談支援体制の強化 (3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実 (4) 障害福祉サービスの充実 	<p>⇒</p> <p>・各基本方針に関連するSDGsの目標を記載 ・記載例を追加 ・各施策に成果指標を記載 ・「重点的に取り組む事業」から「主な関連事業」に名称修正</p> <p>⇒</p> <p>学校のICT化に伴う情報活用能力の育成について記載。</p> <p>⇒</p> <p>1-3(7)を(2)へ移動。</p> <p>⇒</p> <p>(2)「豊かな心の育成」と(3)「健やかな体の育成」の順を第六次多賀城市総合計画、教育振興基本計画に合わせて入れ替え。</p> <p>⇒</p> <p>「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、特別な配慮を必要とする児童の受入について記載。</p> <p>⇒</p> <p>1-2(3)へ移動。</p> <p>⇒</p> <p>名称の変更。</p>	<p>⇒</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える</p> <p>1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における教育・保育の充実 (2) 教育・保育の一体的な提供の推進 (3) 教育・保育の質の向上 <p>1-2 学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進 <p>1-3 子どもの健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な体験・交流機会の充実 (2) 福祉教育の充実 (3) 子どもの居場所づくり (4) 思春期保健対策の推進 (5) 有害環境対策の推進 (6) 食育の推進 (7) 教育相談体制の充実 <p>1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害の早期発見・早期療育の促進 (2) 切れ目のない相談支援体制の強化 (3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実 (4) 障害福祉サービスの充実

前 期 計 画	
基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る	
2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実	
(1) 虐待予防対策の推進	
(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化	
(3) 人権擁護対策の充実	
(4) 相談体制の充実	
2-2 安全・安心対策の推進	
(1) 防災対策の推進	
(2) 防犯対策の推進	
(3) 事故防止対策の推進	
(4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進	
基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる	
3-1 母子保健・医療体制の充実	
(1) 安全な妊娠・出産の支援	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 小児医療体制の充実	
3-2 地域における子育て支援の促進	
(1) 子育て支援・サークル活動の活性化	
(2) 相談・情報提供の充実	
3-3 ひとり親家庭への支援の充実	
(1) 子育てや生活支援	
(2) 経済的自立への支援	
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備	
(1) 良質な生活環境の確保	
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	
(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す	
4-1 働き方の見直しの促進	
(1) 男性の子育て促進	
(2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進	
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実	
(1) 保育サービスの充実	
(2) 多様な主体による子育て支援の充実	

基本方針・
施策

変更点
⇒ 児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、「子どもの家庭総合支援拠点」の設置、関係機関の連携強化、相談しやすい体制づくり等について記載。
⇒ 「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における危険個所の点検、防犯教育等について記載。
⇒ ・名称変更 ・「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、子どもが日常的に利用する道路等の安全環境の整備、地域全体で見守る対策について記載。
⇒ 名称の変更。
⇒ 名称の変更。産後ケア事業に関する記載を追加。
⇒ 「妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援」として、子育て世代包括支援センター事業の開始に伴う相談体制の強化等を記載。
⇒ 「特定不妊治療費助成事業」に関する項目を追加。
⇒ 名称修正。
⇒ 3-1(2)へ移動。
⇒ 「幼児教育・保育無償化」について記載。
⇒ 名称修正。
⇒ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」として「基本方針5 子どもの貧困対策の推進」を追加。
⇒ (3) 追加。

後 期 計 画	
基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る	
2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実	
(1) 虐待予防対策の推進	
(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化	
(3) 人権擁護対策の充実	
(4) 相談体制の充実	
2-2 安全・安心対策の推進	
(1) 防災対策の推進	
(2) 防犯対策の推進	
(3) 交通事故防止対策の推進	
(4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進	
基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる	
3-1 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	
(1) 妊娠・出産、産後の支援	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 小児医療体制の充実	
(4) 不妊に対する支援の充実	
3-2 地域における子育て支援の促進	
(1) 地域とのつながり、交流の促進	
3-3 ひとり親家庭への支援の充実	
(1) 子育てや生活支援	
(2) 経済的自立への支援	
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備	
(1) 良質な生活環境の確保	
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	
(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す	
4-1 働き方の見直しの促進	
(1) 男女がともに担う子育てへの支援	
(2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進	
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実	
(1) 保育サービスの充実	
(2) 多様な主体による子育て支援の充実	
基本方針5 子どもの貧困対策の推進	
5-1 教育の支援	
(1) 子どもの心のケアハウスとの連携体制	
(2) 就学支援の実施による経済的負担の軽減	
(3) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	

基本方針・
施策

前期計画

変更点

後期計画	
基本方針・ 施策	5-2 生活の支援
	(1) 相談支援体制の充実
	(2) 保護者の自立支援
	(3) 子どもに対する生活支援
	5-3 保護者に対する就労支援
	(1) ひとり親家庭への就労支援
	(2) 困窮世帯等への就労支援
	5-4 経済的支援
	(1) 各種手当や助成等の着実な実施
	(2) 教育費負担の軽減
(3) 養育費確保の推進	
資料編	1 用語解説 2 子どもの貧困に関する指標 3 計画の策定体制

資料編を追加。用語解説等を記載。

⇒